

横浜市新羽コミュニティハウス施設利用申込書

横浜市新羽コミュニティハウス 所長

団体名			
登録番号		申請者・連絡先	※下記「利用日の責任者・連絡先」と同様の場合は省略。
利用申込チェック	「横浜市新羽地域ケアプラザ・コミュニティハウス利用案内」に基づき申込み及び利用します。 <input type="checkbox"/> 裏面の利用不許可の項目を確認しました。		

利用日 (曜日)	施設名	利用時間		利用人数	利用備品	利用日の 責任者氏名 及び連絡先
	施設名称	時間帯区分	実利用時間	利用内容		
/	<input type="checkbox"/> 会議・学習室A <input type="checkbox"/> 会議・学習室B	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後1 <input type="checkbox"/> 午後2 <input type="checkbox"/> 夜間	:	人	<input type="checkbox"/> ラジカセ <input type="checkbox"/> ピアノ <input type="checkbox"/> かがみ <input type="checkbox"/> ホワイトボード <input type="checkbox"/> ヨガマット <input type="checkbox"/> DVD <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> Wi-Fi	氏名 連絡先
()			から	まで		
/	<input type="checkbox"/> 会議・学習室A <input type="checkbox"/> 会議・学習室B	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後1 <input type="checkbox"/> 午後2 <input type="checkbox"/> 夜間	:	人	<input type="checkbox"/> ラジカセ <input type="checkbox"/> ピアノ <input type="checkbox"/> かがみ <input type="checkbox"/> ホワイトボード <input type="checkbox"/> ヨガマット <input type="checkbox"/> DVD <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> Wi-Fi	氏名 連絡先
()			から	まで		
【免責事項について】 <input type="checkbox"/> Wi-Fi の利用によって生じたあらゆる損害について、新羽地域ケアプラザ・コミュニティハウスは、一切の責任を負わないことに同意します。						
【その他利用備品・連絡事項】						

◆利用時間帯区分

- 午 前： 9:00～11:45
- 午後1： 12:00～14:45
- 午後2： 15:00～17:45 (※日曜、祝日は 16:45 まで)
- 夜 間： 18:00～20:45

◆ご記入いただいた個人情報施設利用の目的以外には利用いたしません。

決 裁 欄				
承認		受付・処理		
所長	担当	台帳記入者	受付者	No.

利用不許可項目

横浜市新羽地域ケアプラザ及び横浜市新羽コミュニティハウス 利用許可申請について

利用を許可しない場合は、次に掲げるとおりとします。また、当施設は利用の許可を受けたものが、次のいずれかに該当する場合は許可を取り消すことができます。

1. 営利を目的とする利用（当施設が許可したものを除く）
 - ・ 物品販売、商品の展示・説明会
 - ・ 講師個人や法人が主催して教室等を開催（カルチャースクールのような形態）する場合
 - ・ 企業内の会議、研修、従業員採用試験等、企業活動の一環としての利用
 - ・ テレビ撮影等における、撮影スタジオ目的等での利用
2. ケアプラザ・コミュニティハウスの設置目的に反する利用
 - ・ 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある利用
 - ・ その他、ケアプラザ・コミュニティハウスの設置目的（福祉保健活動、生涯学習や地域活動の場）に反する利用。
3. ケアプラザ・コミュニティハウスの秩序や公益を害するおそれのある利用
 - ・ 指定暴力団等その他団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれのある団体、又はその団体の構成員が集団的又は常習的に反社会的な行動をとることを助長するおそれのある団体の利用。
 - ・ 申請内容において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」にいう差別的言動が行われるおそれがあり、当該言動が行われることで、混乱が生じる可能性が高いと判断される時。
 - ・ 当該利用により多くの人数が集まることによる交通の渋滞その他場内外の混乱が発生するおそれがあると認められる場合。
4. ケアプラザ・コミュニティハウスの管理上支障がある利用
 - ・ 建物や附帯設備等を損壊、汚損又は滅失するおそれがあると認められる場合
 - ・ 過去において施設管理上の指示に従わなかったなど施設管理上の指示に従わないおそれがあると認められる場合
 - ・ 施設の損傷により安全が確保できない場合
 - ・ 災害時、福祉避難所として開設された場合、災害対応施設として利用する場合
5. その他
 - ・ 申請書類の記載事項に虚偽が認められる場合